

富谷市立小中学校「学校関係者評価委員会」設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「義務教育の質の保証に資する学校評価システム構築事業」の実施に伴い、地域から信頼され、地域とともに育つ学校経営を目指して、富谷市内小中学校の自己評価及びその改善に向けた取組が適切であるかを評価するため、学校ごとに学校関係者評価委員会を設置する。

(所掌事項)

第2条 学校関係者評価委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校運営の効果的な推進のため、学校関係者評価の調和と適切な活用について
- (2) 富谷市における学校評価システムの効果的な運用方法等について

(選任手続き)

第3条 学校関係者評価委員は、学校関係者評価の目的を踏まえ、次に掲げる事項から学校の実情に応じて組織する。

- (1) 有識者
- (2) 地域住民
- (3) P T A関係
- (4) その他学校長が適任であると認めた者

(構成員)

第4条 学校関係者評価委員会は、富谷市立小中学校ごとに委員3名から5名程度をもって構成する。

2 委員は、各学校長が選定し教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは補充し、補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役割)

第6条 学校関係者評価委員会は、学校の教育活動や運営状況を十分に把握した上で、次に掲げる事項について評価する。

- (1) 学校の自己評価が適切に行われたかについて
- (2) 教育活動その他の学校運営の改善に向けた取組が適切かについて

2 学校関係者評価委員会は、次に掲げる事項に関する意見等を簡潔かつ明瞭に記述して学校関係者評価書(様式1)を作成する。

- (1) 目標の達成や取組の現状について
- (2) 取組の適切さの検証について
- (3) 教育活動その他の学校運営の改善等に関する意見について

(研修)

第7条 学校関係者評価委員は、評価に関する研修会等に参加し、適切な学校評価に努めなければならない。

(守秘義務)

第8条 学校関係者評価委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第9条 学校関係者評価委員会の会議は、各学校長が招集し、主宰する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、学校関係者評価委員会の運営上必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月10日から施行する。